

山武中央 合併協議会だより

NARUTO

SAMBU

HASUNUMA

MATSUO

第2号

2005年3月31日発行

発行／山武中央合併協議会 編集／山武中央合併協議会事務局
〒289-1392 千葉県山武郡成東町殿台296番地 成東町保健福祉センター3階
TEL.0475-80-1300 FAX.0475-82-7111 E-mail: office@sanbu-gappei.jp

協議第34号 平成17年度山武中央合併協議会事業計画

項目	内容
1. 合併協議会	○法定協議会の開催（6回程度予定） （協定項目等の報告）
2. 住民周知	○協議会だよりの発行（6回程度予定） ○ホームページによる資料等の公開 ○住民便利帳の作成
3. 例規一元化	○コンサルタント委託による例規のすり合わせ
4. 事務事業一元化	○専門部会・分科会等において、事務事業のすり合わせ、調整作業
5. 電算システム	○電算システムの統合・調整 ○ネットワーク整備



蓮沼村スポーツプラザ

**第2回山武中央合併協議会が
三月二日（火）蓮沼村スポーツ
プラザで開催されました。**
協議会では、「平成十七年度山武中央合
併協議会事業計画について」を含め二五
件が提案され、原案のとおり決定されま
した。

協議第35号 平成17年度山武中央合併協議会予算

《歳入》 (単位：千円)				
項目	本年度	前年度	比較	内容
1 負担金	26,975	9,001	17,974	町村負担金
2 県支出金	5,000	0	5,000	市町村合併支援補助金
3 繰越金	1,400	0	1,400	繰越金
4 諸収入	1	1	0	雑入
歳入合計	33,376	9,002	24,374	
《歳出》 (単位：千円)				
項目	本年度	前年度	比較	内容
1 運営費	6,568	1,903	4,665	
	会議費 1,463	706	757	委員報酬・監査委員報酬 854 費用弁償 40 食料費 63 手数料・通信運搬費 71 会議録作成委託料 435
	事務費 5,105	1,197	3,908	研修・出張旅費 115 消耗品費 960 燃料費 63 修繕料 305 通信運搬費 360 自動車損害保険料 107 事務用切手・手数料 64 電子複写機・ファクシミリ 保守委託料 538 事務用備品賃借料 330 プロバイダー料金 270 公用車賃借料 196 有料道路通行料 17 臨時職員派遣費負担金 1,780
2 事業費	事業推進費 23,808	7,074	16,734	協議会だより 1,564 住民便利帳 7,500 通信運搬費 72 新聞折込手数料 1,407 その他手数料 9 例規原案策定・例規データ 作成業務委託料 3,224 広報紙PDFデータ作成業務 委託料 32 県職員派遣費負担金 10,000
3 予備費	3,000	25	2,975	
歳出合計	33,376	9,002	24,374	

第2回会議の内容

開催日時 平成17年3月1日（火） 午後1時30分

開催場所 蓮沼村スポーツプラザ

1 開会

2 会長あいさつ 会長 大高和郎成東町長

3 議事

協議事項

協議第34号 平成17年度山武中央合併協議会事業計画について

協議結果：原案のとおり決定

協議第35号 平成17年度山武中央合併協議会歳入歳出予算について

協議結果：原案のとおり決定

協議第36号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第37号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第38号 介護保険事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第39号 消防団の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第40号 障害者福祉事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第41号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第42号 児童福祉事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第43号 保育事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第44号 生活保護事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第45号 保健衛生事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第46号 建設関係事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第47号 都市計画の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第48号 生活環境事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第49号 農林水産事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第50号 商工・観光事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第51号 上・下水道事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第52号 町村立学校（園）の通学区域の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第53号 学校給食事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第54号 学校教育事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第55号 文化振興事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第56号 社会教育事業の取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第57号 電算システムの取扱いについて

協議結果：原案のとおり決定

協議第33号ー2 新市建設計画（案）について

協議結果：原案のとおり決定

4 その他

・次回の協議会の日程について

5 閉会

協議第三十六号
農業委員会の委員の定
数及び任期の取扱いに
ついて

協議第三十七号
国民健康保険事業の取
扱いについて

設置しない。

- 一、国民健康保険（税）率については、合併期日の属する年度は旧町村の税（料）率とし、事業の健全で円滑な運営を基本に、被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し平成十八年度に統一する。
- ただし、均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、当該町村については、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条第一項の定める期間内において緩やかに調整する。
- 二、賦課方式については、平成十八年度からは、保険税に統一する。
- 三、出産育児一時金については、現行のとおりとする。
- 四、出産育児一時金貸付事業については、合併時に統一する。
- 五、葬祭費については、現行のとおりとする。
- 六、短期人間ドック利用助成については、事業内容助成額を合併時に統一する。
- 七、高額医療費貸付事業については、貸付対象者、貸付額を合併時に統一する。
- 八、国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
- なお、報酬額については、日額報酬とし合併時までに調整する。
- 九、医療費通知事業につ

ては、合併時に国の特別調整交付金対象である年六回に切り替え実施する。

十、健康優良世帯に対する記念品贈呈事業については、対象世帯及び記念品の額等について調整し、引き続き実施する。

協議第三八号
介護保険事業の取扱いについて

一、被保険者の資格管理等に係る事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

二、介護認定審査会については、現在、山武郡市広域行政組合において運営されているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。

三、社会福祉法人等による生計困難者への利用者負担軽減については、合併時に統一する。

ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。

四、第一号被保険者の保険料については、合併期日の属する年度は、現行のとおりとし、平成十八年度以降は、新市における第三期介護保険事業計画により統一した保険料とする。

五、第一号被保険者の普通徴収保険料の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。

六、介護保険運営協議会については、新市において設置を検討する。

七、保険給付関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第三九号
消防団の取扱いについて

一、消防団については、合併時に統合する。

二、消防団組織機構については、支団制とする。

三、消防団の任用等の取扱いは調整し、新市に引き継ぐ。団員報酬・手当等については、合併時に統一する。

協議第四〇号
障害者福祉事業の取扱いについて

一、障害者計画については、地域の実情を踏まえ、新市において新たに策定する。

二、心身障害児通園施設（マザーズホーム）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

三、福祉作業所の管理運営については、合併時までに調整する。

四、国、県が定める制度については、次のとおりとする。

(一) 精神障害者等居宅介護事業については、成東町の例により新市において実施する。

ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。

する年度については、現行のとおりとする。

(二) 重度心身障害者（児）訪問入浴サービス事業については、合併時までに調整し新市において実施する。

(三) その他の事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

五、福祉タクシー事業については、合併時に統一する。

六、心身障害者扶養共済掛金補助事業については、成東町、山武町、松尾町の例により、新市において実施する。

七、特定疾病療養者援護金給付事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。

ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。

協議第四一号
高齢者福祉事業の取扱いについて

一、高齢者保健福祉計画については、地域の実情を踏まえ、新市において新たに策定する。

二、敬老事業については、敬老会式典の実施の有無を含め、合併時までに調整する。

三、次の事業については、新市においても引き続き実施するが、内容については合併時までに調整する。

(一) 在宅介護支援センター

事業

(二) 生きがい活動支援通所事業

(三) 生活管理指導員派遣事業

(四) 家族介護慰労事業

(五) 家族介護用品の支給事業

(六) 緊急通報システム事業

(七) はり、きゅう、マッサージ施術費の助成事業

(八) シルバー人材センター補助事業

(九) 老人クラブに対する支援事業

(十) 福祉カー貸付事業

(十一) 日常生活用具給付等事業については、山武町、松尾町の例により、新市において実施する。

ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。

トワークについては、新市において新たに設置する。

四、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、新市において新たに策定する。

五、市になることにより、県から移管される事業については、法令等を遵守し実施する。

協議第四三号
保育事業の取扱いについて

一、公立保育所施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

二、保育時間については、平日八時から十六時、土曜日八時から十二時とする。

ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。

三、延長保育については、地域の実情を鑑み、合併時に再編し実施する。

四、生活管理指導短期宿泊事業、老人保護措置事業及び老人ホーム入所判定委員会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

五、私立保育所事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

六、地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第四四号
生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。

協議第四五号
保健衛生事業の取扱いについて

一、母子保健事業

(一) 母子保健計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置づけ、新市において新たに策定する。

(二) 母子健康診査事業、子育て支援事業については、母子の健康や生活環境の向上を図るため、合併時までに調整し実施する。

二、老人保健事業

(一) 健康教育事業については、合併時までに調整し実施する。

三、健康づくり事業

(一) 健康日本二一計画については、住民の健康の保持増進を図るため、新市において策定する。

(二) 保健福祉まつりについては、住民の保健・福祉への関心を高めるため、新市において調整し実施する。

予防接種事業、結核予防事業については、新市において調整し実施する。

五、精神保健福祉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第四六号
建設関係事業の取扱いについて

一、建設関連事業及び都市計画関連事業については、計画的に実施する。

二、認定町村道、橋梁及び法定外公共物については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

三、道路台帳については、当面現行の資料を基に運用し、新市において新たに整備する。

四、地籍調査については、山武町の例を基本に新市に引き継ぎ、施行規模の拡大を含め新市において調整する。

協議第四七号
都市計画の取扱いについて

四町村の都市計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、新市において一体的なまちづくりを進めるため、早期に新市の都市計画を策定する。

協議第四八号
生活環境事業の取扱いについて

一、環境施策関係事業

(一) 公害調査（土壌・河川・地下水等）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、測定箇所、回数等については合併後に調整する。

(二) 公害防止に関する規制基準については、成東町の例を基本に合併時に再編する。

残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可事務については、地域の実情を踏まえ合併時までに調整する。

三、環境衛生事業

(一) 指定ごみ袋制度やごみの収集方法については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。

(二) ごみの資源化については、事業内容を調整し、新市においても引き続き推進する。

(三) 環境美化事業については、現行制度を活用しつつ民間活力を取り入れ、合併時までに統一的な体制を整備する。

なお、補助金については、廃止を含め検討する。

(四) し尿処理関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(五) 不法投棄の防止対策については、合併時に再編する。

- において、統一的な体制を整備するよう調整する。
- 四、その他生活環境事業
- (一) 畜犬等事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (二) 墓地の経営許可に関する事務は、松尾町の例を基本に合併時に再編する。
- 協議第四九号 農林水産事業の取扱いについて**
- 一、農政関係事業
- (一) 農業振興団体等は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。
- (二) 農業の振興に関する各種計画は、新市において新たに策定する。
- なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (三) 農業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ただし、同一又は類似する事業は、合併時に統一する。
- (四) 農業地域活性化対策に係る各種イベント及び施策は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- (五) 水田農業構造改革対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統一する。
- (六) 農用地の有効利用に係る各事業及び施策は、山武町の例を基本に合併時に統一する。
- 二、土地改良関係事業
- (一) 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (二) 農村整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。
- 三、畜産関係事業
- 畜産振興対策事業及び畜産防疫対策事業については、松尾町の例を基本に合併時までに調整する。
- 四、林業関係事業
- (一) 森林整備のマスタープランについては、新市において新たに策定する。
- なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (二) 林業振興関係事業については、山武町の例を基本に合併時に統一する。
- (三) 治山事業については、成東町、松尾町の例により合併時に統一する。
- (四) 鳥獣被害駆除防除事業については、合併時までに調整する。
- (五) 火入れ許可については、成東町の例を基本に合併時に統一する。
- 五、水産関係事業
- 水産関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 協議第五〇号 商工・観光事業の取扱いについて**
- 一、商工関係事業
- (一) 中小企業振興融資資金及び利子補給制度については、合併時までに調整する。
- (二) 商工会、商工団体及び工業団地への助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。
- (三) その他商工関係事業については、合併時までに調整する。
- 二、観光関係事業
- (一) 観光関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。
- (二) 観光協会については、合併後新市において関係団体の理解を得て統合に向け調整に努める。
- (三) 海岸の管理及び海水浴場公営駐車場の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (四) 海水浴場の管理については、合併時までに調整する。
- (五) 海岸保全区域占用許可については、成東町の例により合併時までに調整する。
- 協議第五一号 上・下水道事業の取扱いについて**
- 一、上水道事業
- 上水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、今後のあり方については、新市において検討する。
- 二、下水道事業
- (一) 下水道事業に関する各種計画については、合併後に再編する。
- (二) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ただし、使用料については、松尾町の例により合併時に統一する。
- (三) 合併処理浄化槽設置整備事業は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助を加え、松尾町の例により合併時に統一する。
- 協議第五二号 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて**
- 町村立小・中学校の通学区域の取扱いについては、当面は現行のとおりとするが、町村境の地域については弾力的に運用し、新市において通学区域の検討を行う。
- なお、町村立幼稚園の通学区域については、特に法令上の定めが無いため、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 協議第五三号 学校給食事業の取扱いについて**
- 一、学校給食の調理方式については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。
- 二、学校給食センター運営委員会については、学校給食の充実・発展とその運営を円滑に図るため、合併時に再編する。なお、報酬については日額とし、合併時に統一する。
- 三、給食費については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。
- 協議第五四号 学校教育事業の取扱いについて**
- 一、教育委員会表彰については、合併後制度を統一する。
- 二、要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。
- 三、奨学金支給事業については、合併時までに調整する。
- 四、幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については、合併時までに調整する。
- 五、私立幼稚園就園奨励費補助は、国の制度に基づき合併時までに調整する。
- 六、通園バス運行業務については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- 七、児童生徒交通安全対策関係事業については、合併時に統一する。
- 八、外国青年招致事業による外国語指導助手事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 九、預かり保育事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- 協議第五五号 文化振興事業の取扱いについて**
- 一、文化関係の各種事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- ただし、統合が必要な事業については合併時までに調整する。
- 二、文化会館・博物館の運営管理については現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。
- 三、文化連盟については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 四、新市における文化財の保存・活用については、地域の特性等を勘案しながら行う。
- また、指定文化財の指定の基準については合併時に再編し、指定済みのものは新市に引き継ぐ。
- 協議第五六号 社会教育事業の取扱いについて**
- 一、生涯学習振興計画については、合併後に再編する。
- 二、各種講座などの事業、スポーツ関係事業については、合併時までに調整する。
- 五、学校開放については、合併時までに調整する。
- 協議第五七号 電算システムの取扱いについて**
- 一、住民サービスに直接関係する電算システムは、連する電算システムは、住民サービスに支障がないよう合併時にシステムを統合する。
- 二、事務組織運営上の基盤となる電算システムについては、新市の事務機構及び組織において支障がないよう合併時にシステムを統合する。
- 三、その他電算システムは、業務に支障がないよう合併時までに調整する。

協議第33号-2 新市建設計画(案)について

第4章 新市建設の基本方針 1 新市の将来像を掲載します。

第4章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

きらめく自然と笑顔が織りなすふれあい交響都市

新市は太平洋の青い水平線と白い砂浜のコントラストが美しい九十九里海岸、そしてその後背地に広がる田園地帯、森林を有する丘陵地帯で構成された自然環境に恵まれた都市です。千葉市や成田国際空港まで約10～30km、都心に約50～70kmの距離にあります。

新市は、稲作はもちろん野菜や果実の生産も盛んで、山武杉などの林産物、九十九里浜の海の幸と、自然の恵み豊かな地域です。また、観光リゾート地として海水浴やサーフィン、テニスなどのスポーツも楽しめ、若者にも魅力のある地域資源を有しています。近年では、新市の立地条件の良さから、工業施設の集積が高まりつつあるとともに、自然環境の良さから、この地域を訪れ、移り住む人々も数多くいます。交通アクセスの利便性も向上してきており、今後さらなる交流と物流と観光の拠点として発展することが期待されています。

そこで新市では、恵まれた自然環境のなかで人々が歴史的に育んできた産業と文化を土台に、自然と共生する個性豊かな生活環境、地域資源の循環による新しい豊かさの創造、活力あふれる産業の振興、そして人が集い交流し賑わう観光のまちづくりを目指します。そのため、本計画では、新市の将来像を「きらめく自然と笑顔が織りなす ふれあい交響都市」と定めます。

「きらめく自然」は、九十九里浜をはじめとする雄大な自然と、下総台地や九十九里平野の大地の恵みを表現しています。

「笑顔」は、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりがいきいきと輝き暮らすことを表しています。

新市では、「自然」と「笑顔」がハーモニーを奏で響きあい、一層の相乗効果を生み出すことで、人々の「ふれあい」豊かな魅力ある都市を創ります。



協議第58号 平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出補正予算
(第1号) について

《歳入》 (単位:千円)				
項 目	補正前の額	補正額	計	内 容
1 負担金	9,001	0	9,001	
2 諸収入	1	1,418	1,419	雑入
歳入合計	9,002	1,418	10,420	
《歳出》 (単位:千円)				
項 目	補正前の額	補正額	計	内 容
1 運営費	1,903	778	2,681	臨時協議会報酬 294 消耗品 384 複合機（ファクシミリ・コピー）保守 100
2 事業費	7,074	640	7,714	消耗品 383 広報紙印刷 236 広報紙配送手数料 21
3 予備費	25	0	25	
歳入合計	9,002	1,418	10,420	



さんぶの森文化ホール



さんぶの森文化ホール
会議では、
新市建設計画
の千葉県との
協議結果の報
告があり、続
いて、平成十
六年度山武中
央合併協議会
補正予算及び
新市の名称に
ついて協議が
行なわれまし
た。

第三回山武中央合併協議会が
三月十五日(火)山武町さんぶの森
文化ホールで開催されました。
冒頭、大高会長から「本
日の協議会は、合併議決を
前にしての最後の協議会で
あり、この大きな山を越え
たい」とあいさつがありま
した。

新市の名称募集結果（類似名称上位5位までを掲載）

募集方法：18歳以上の住民のうち各町村400名（合計1,600名）を無作為抽出し、往復ハガキ
による募集。なお、3月1日（火）発送、3月9日（水）必着とした。

募集結果：（3月9日到着分）

1,600通発送のうち15通は宛先不明のため送付数は1,585通

応募総数739通のうち8通を無効とし、731通（210種類）を有効とした。

町村別有効応募数は、成東町201通、山武町196通、蓮沼村157通、松尾町177通

新市の名称		応募数				
作品名	ふりがな	合 計	内 訳			
			成東町	山武町	蓮沼村	松尾町
山武	さんぶ	160	21	69	25	45
さんぶ	さんぶ	18	3	9	3	3
山武	さんむ	30	14	3	7	6
さんむ	さんむ	9	2	3	1	3
山武	(ふりがななし)	6		1	2	3
類似名称計		223	40	85	38	60
上総	かずさ	57	11	8	24	14
かずさ	かずさ	13	4	5	1	3
上総	かづさ	4		2		2
類似名称計		74	15	15	30	19
九十九	つくも	16	4	1	5	6
つくも	つくも	48	23	3	13	9
九十九里	つくも	4	1	2		1
類似名称計		68	28	6	34	16
成東	なるとう	44	27	9	6	2
成東	(ふりがななし)	3		2	1	
類似名称計		47	27	11	7	2
東上総	ひがしかずさ	22	9	3	5	5
東かずさ	ひがしかずさ	9	2	1	3	3
東上総	ひがしかづさ	4	1			3
東かずさ	ひがしかづさ	2				2
類似名称計		37	12	4	8	13

第3回会議の内容

開催日時 平成17年3月15日（火） 午前10時

開催場所 山武町 さんぶの森文化ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ 会長 大高和郎成東町長
- 3 報告事項
報告第10号 新市建設計画の千葉県との協議結果について
- 4 議 事
協議事項

協議第58号 平成16年度山武中央合併協議会補正予算（第1号）について

協議結果：原案のとおり決定

協議第7号ー2 新市の名称について

協議結果：「山武市（さんむし）」に決定

- 5 その他
・合併協定調印式について
・合併申請について
- 6 閉 会



報告第一〇号
新市建設計画の千葉県
との協議結果について

平成十七年三月一〇日付
建設計画については異議あ
りません」との回答につい
て報告がありました。

※ 募集の結果、類似名称
の合計が最も多い「山武」
と決定されました。
読み方については、応募
では、「さんぶ」が多数
を占めたが、この地
域は、明治二十二年四月
一日の市制・町村制施行
時は「山邊（やまべ）郡」
と「武射（むしゃ）郡」
と呼ばれていたという歴
史的な背景があることか
ら、協議の結果、「山武
市（さんむし）」に決定
されました。

協議第七号ー二
新市の名称について
（さんむし）」とする。

合併協定調印式

3月22日（火）、成東町役場大会議室で開催されました。

調印式には、来賓に千葉県知事（当日は総務部理
事が出席）をはじめ、4町村教育長、合併協議会監査
委員、合併協議会委員、合併協議会幹事の出席のも
と、成東町長、山武町長、蓮沼村長、松尾町長が合
併協定書に調印しました。

合併協定書とは、これまで合併協議会で協議して
きた51項目の協議内容を取りまとめたもので、合併

に関する議案を提案する際の根拠となるものです。

また、4町村では3月23日から25日にかけて臨時議
会を開催。合併に関する議案可決後、3月30日に千葉
県知事に合併申請書を提出。今後は、千葉県議会の
議決や国の告示などの諸手続きを経て、平成18年3月
27日に「山武市」が誕生します。



署名調印 左から、大高和郎成東町長、松下浩明山武町長、浪川
藩一蓮沼村長、古谷淳松尾町長



立会人署名 左から、清宮央行成東町議会議長、大塚重忠山武町議会議長、
高知尾正義蓮沼村議会議長、小川定夫松尾町議会議長

